

「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2029年度）」 「容量確保契約約款」に関する意見募集 補足説明資料

2025年7月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項
3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

1. 今回の意見募集対象文書（1／2）

3

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2029年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書		概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～28年度向け 公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023～24年度応札 公表済
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	2024～28年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	2024～28年度向け 公表
		電源等差替編	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	2024～27年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）（変動電源（単独））（変動電源（アグリ））（発動指令電源）編	2024～25年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	
		容量拠出金対応編	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

1. 今回の意見募集対象文書（2／2）

4

関連文書		概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オーク ション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 - 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 - 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～24年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編 - 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
		容量抛出台金対応編 長期脱炭素電源オークションの容量抛出台金対応について記載	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

- 今回の意見募集対象となる「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2029年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項や、記載の明確化等を行っています。
- 意見募集期間は7月3日（木）～7月16日（水）とし、意見募集を踏まえて必要に応じ加筆修正を行ったうえで2025年7月末～8月上旬に公表予定です。

主な反映事項

反映箇所

① 洋上風力ゼロプレミアム案件

- ▶ 再エネ海域利用法に基づく公募案件のうち、ゼロプレミアム案件については、バランシングコスト相当分を除き、FIP交付金の交付が想定されず、固定費の二重回収の問題が生じないため、容量市場への参加を認めることとする。
- ▶ ただし、ゼロプレミアム案件においても、バランシングコスト相当分のFIP交付金は交付を受けることができるため、入札における公平性を担保するため、約定結果にかかわらず、全期間にわたって、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを参加の条件とする。

【募集要綱】（第3章3.募集内容）

バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄したゼロプレミアム案件は参加不可の対象外である旨を追記

【募集要綱】（第4章3.電源等情報の登録）

洋上風力ゼロプレミアム案件の場合は、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄していることがわかる書類の提出が必要な旨を追記

② 発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定

- ▶ 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、これまでの調達上限容量の仕組みを用いつつ、発動指令電源の同一価格札については、実効性達成率に応じた優先約定とする仕組みを適用する。

【募集要綱】（第6章1.落札電源の決定方法）

発動指令電源の同一価格札について、実効性達成率に応じた優先約定となるよう計算式を更新

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

7

①洋上風力ゼロプレミアム案件（1/5）

【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容

<変更前>

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
(略)
キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
(略)
(イ)FIP制度による適用期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。

<変更後>

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
(略)
キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
(略)
(イ)FIP制度による適用期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。ただし、以下の場合に登録可能です。
・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）に基づく洋上風力発電事業であって、落札価格（公募占用計画に記載された供給価格）がゼロプレミアム水準以下であるもの（以下「洋上風力ゼロプレミアム案件」という。）が、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄している場合
※初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、容量市場の約定結果にかかわらず、FIP制度の全支援期間にわたりbalancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄していることを要する。

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

- (6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
(略)
表内 FIT認定ID欄
参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出
・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

<変更後>

- (6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
(略)
表内 FIT認定ID欄
参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出
・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
※洋上風力ゼロプレミアム案件の場合は、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄していることがわかる書類を提出

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

8

①洋上風力ゼロプレミアム案件（2/5）

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法

<変更前>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」という)をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度(以下「全国の供給信頼度」という)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック※2)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1 FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力(H3需要比で各エリアへ分配)、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量(以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という)、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2028年度に制度適用となる契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下「FIT電源等の期待容量等」という)を含む。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします)

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

<変更後>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」という)をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度(以下「全国の供給信頼度」という)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック※2)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います。(詳細は以下(2)を参照)

※1 FIT電源の期待容量(洋上風力ゼロプレミアム案件を含む)、追加オークションで調達を予定している供給力(H3需要比で各エリアへ分配)、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量(以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という)、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2028年度に制度適用となる契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下「FIT電源等の期待容量等」という)を含む。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします)

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

9

①洋上風力ゼロプレミアム案件（3/5）

第100回制度検討作業部会資料より
(2025.2.26)

洋上風力ゼロプレミアム案件の容量市場への参加について

- 再エネ海域利用法に基づく公募案件（選定済みのラウンドを含む）のうち、ゼロプレミアム案件については、次頁のbalancing cost相当分を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション）へ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
- そこで、ゼロプレミアム案件に限っては、FIP制度の適用を受ける期間（交付期間）中においても、容量市場への参加を認めることとしてはどうか。
ただしその際、容量市場（メインオークション）への参加を認める条件として、次頁のとおり、balancing cost相当分のFIP交付金を放棄することを前提とする。

balancing cost相当分の取り扱い

- FIP制度の下では、再エネ発電事業者は、通常の発電事業者と同様に、供給する電気の計画値と実績値を一致させることが求められ（計画値同時同量）、計画値と実績値の差分が発生した場合には、その差分調整にかかる費用の負担（インバランス負担）をする。
- FIP認定事業者には、上記を勘案し、プレミアムに上乗せして、一定の金額（balancing cost）が交付されている。
これは、FIP制度開始初期の現段階においては、発電計画の作成などに技術やノウハウの蓄積が必要となる点を踏まえた措置である。
- 制度上、ゼロプレミアム案件においても、balancing cost相当分のFIP交付金は交付を受けることができる。
- しかしながら、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション）に参加する際に、balancing cost相当分のFIP交付金を受けるとなると、入札において公平性が阻害される。
- そこで、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション）への参加を希望する場合には、参加の条件として、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄することを前提とする。

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

10

①洋上風力ゼロプレミアム案件（4/5）

背景

- 第68回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2024年9月11日開催）では、大規模な再エネ電源投資を確実に完遂するための制度のあり方が検討され、洋上風力発電への電源投資が確実に完遂されるようにするため、収入・費用の変動に対して強靱な事業組成を促進することを通じて、事業実施の確実性を高めていく方向性が示された。
- 一方、容量市場においては、洋上風力も容量市場への参加は可能であるが、再エネ海域利用法に基づく公募案件を含むFIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用を受ける期間（調達期間/交付期間）中は、参加が認められていなかった。
- しかし、再エネ海域利用法に基づく公募案件（選定済みのラウンドを含む）のうち、ゼロプレミアム案件※1については、バランシングコスト相当分※2を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション・追加オークション）へ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
- このような背景から、第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）にて、ゼロプレミアム案件に限っては、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを前提として、FIP制度の適用期間においても、容量市場への参加を認めることと整理した※3。

※1：再エネ海域利用法に基づく公募では、ゼロプレミアム水準の導入後に実施された6海域中5海域でゼロプレミアム水準での入札者が落札している。

※2：P9～P10参照。FIP認定事業者には、プレミアムに上乗せしてバランシングコストが交付されている。これは、FIP制度開始初期の現段階においては、発電計画の作成などに技術やノウハウの蓄積が必要となる点を踏まえた措置。交付するバランシングコストの額は、各電源の運転開始年度から徐々に低減させることとしている。

※3：なお、洋上風力WGでは、第32回会合（2025年6月3日）以降、公募終了後に導入される政策措置の選定事業者に対する適用と公募の公平性との関係等について議論が行われているところ。

4

第105回制度検討作業部会資料より
(2025.6.25)

バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領放棄について

- 第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）にて、容量市場に応札した上で不落札となった場合における、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領について、ご意見をいただいた。
- ご指摘のように、不落札となった場合にFIP交付金を受領できる制度とすると、FIP交付金の受領を考慮しての応札行動となり、受領できない場合と比較して、応札行動が変わる可能性が生じる。
- そこで、他の容量市場参加者との公平性に鑑み、約定結果に関わらずバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを応札条件としてはどうか。
- なお、FIP制度が単年度毎の支援制度ではないこと等も踏まえ、固定費の二重回収防止を徹底する観点から、初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを求める。

【参考】第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）におけるご意見

- 参加の条件として、「バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄する」とある点について、容量市場に応札した上で、落札した場合にはFIP交付金の受領不可というだけなのか、それとも、不落札の場合でも受領不可なのか。前者（不落札の場合には、FIP交付金を受領できる）であるとする、受領できることを考えての応札行動となり、そうでない場合と比べて、上乗せしたような高めの応札価格に設定する可能性が生じるのではないか。

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

11

①洋上風力ゼロプレミアム案件（5/5）

容量市場における入札ガイドラインより
(2025.6.3)

オークション開催に当たり、広域機関は目標調達量及び指標価格⁷を算定し、当該数値を基準に需要曲線の原案作成を行う。その後、国の審議会による需要曲線に関する審議を踏まえ、広域機関は需要曲線を公表する⁸。

オークションの応札後、広域機関は、応札情報を基に応札価格の低い順に並び替えて供給曲線⁹を作成する。

全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点を約定点とし、市場分断等が無い場合は¹⁰、約定点の価格以下で応札した電源が落札されることとなる。

（３） 容量確保契約書の締結

電源を落札した事業者は、容量確保契約締結のため、広域機関との間で容量確保契約を締結する。容量確保契約に基づき、容量確保契約金額は実需給年度のアセスメント後に、広域機関から支払われる。

容量確保契約金額(円)=契約単価(円/kW)×容量確保契約容量(kW)-容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{11, 12, 13}-調整不調電源に科される経済的ペナルティ(円)

（４） リクワイアメント

落札された電源等は、実需給年度において、容量を提供する電源区分毎に課される供給力を提供する義務（リクワイアメント）を達成することが求められる。また、広域機関はアセスメント結果を容量提供事業者へ通知し、リクワイアメント未達成の場合には、容量確保契約に基づいて算定される経済的ペナルティが課される。

⁷ NetCONE を指標価格とする。NetCONE とは新規発電設備の固定費用から電力量取引等による利益を差し引いた正味の固定費用である。

⁸ 全国の需要曲線を作成する。目標調達量は FIT 電源等の期待容量（洋上風力ゼロプレミアム案件を含む。）等も含めた調達量とする。

⁹ FIT 電源等の期待容量、容量市場外の供給力として見込まれる控除量、オークションで落札していない石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源等の供給力及びメインオークションにおいては追加オークションにおける調達量を含める（洋上風力ゼロプレミアム案件が応札された場合には、FIT 電源等の期待容量から控除する）。

¹⁰ ただし、市場が分断した場合等においては、約定価格の決定方法が異なる。市場が分断した場合等における約定価格の決定方法は、「容量市場メインオークション募集要綱」が参考となる。

¹¹ 経過措置として、応札価格に応じた減額が行われる。約定価格を基準として、一定の割合以下の応札をした電源は、その一定の割合の価格で約定することとなる。なお、一定の割合については、その後段階的に増加し 2030 年度以降は経過措置を撤廃する。

¹² 経過措置として、2010 年度末までに建設された安定電源および変動電源（単独）については、経過年数に応じた減額が行われる。2025 年度実需給分の経過措置の割合から、段階的に減少し 2030 年度以降は経過措置を撤廃する。

¹³ 対象実需給年度が 2026 年度以降は、約定価格が、NetCONE の半分以下になった場合には、経過措置を適用しない（約定価格が NetCONE の半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額が NetCONE の半分以下となる場合には、NetCONE の半分での受取額とする）。

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

12

②発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（1/3）

【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法

<変更前>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。

(略)

発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。

発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a、bの順で同一価格の応札の約定処理を行います。

a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とする

b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配し、当該エリアの同一価格の応札の落札電源を落札可能な容量に基づいてランダムに決定する



<変更後>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。

(略)

発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。

発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で、~~a、bの順で~~同一価格の応札の約定処理を行います。

①エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とします

②エリア需要の4%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。

③当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。

・対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加した事業者の実効性達成率
(%) = Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2 ※3 ÷ Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100

・対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%) = Σ (全事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2 ※3 ÷ Σ (全事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100

※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率を算定します。

※2 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、アセスメント対象容量をテスト結果とします。

※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。

④③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とする

b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配し、当該エリアの同一価格の応札の落札電源を落札可能な容量に基づいてランダムに決定する

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

②発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（2/3）

2. 発動指令電源の優先約定の条件（上限超過時の同一価格札） （4）達成率の算定式

7

■ これまでお示した条件を踏まえ、事業者毎に最新の1年度分のメインオークションの契約時点のアセスメント対象容量と、実効性テスト後のアセスメント対象容量から実効性達成率*を算定し、約定処理における落札電源の決定に用いることとなる。

* 実効性達成率（％）

$$= \frac{\Sigma (\text{当該事業者の実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 1 \times 2}{\Sigma (\text{当該事業者のメインAX契約時点のアセスメント対象容量}) \times 2} \times 100$$

※1：実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える契約は、アセスメント対象容量をテスト結果とする

※2：発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量

第56回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より
(2024.6.27)

2. 発動指令電源の優先約定の条件（上限超過時の同一価格札） （6）新規参入者の扱い

9

- 新規参入者は実効性達成率の実績が存在しないことから、市場管理者側で設定する必要がある。新規参入の障壁とならないよう配慮した案としては、**A案：全事業者平均の実効性達成率と設定するか、B案：平均より高く（例えば100%等）設定する案**が考えられる。
- **B案は、新規参入が促進されるメリットはあるが、既参入事業者が別名で新規参入するといった事象が生じた場合には公平な競争環境を歪める虞がある。**企業形態は様々であり同一事業者かどうかの特定は現実的ではないという中で、このような事態は避ける手立てが別途必要となる。
- **A案は、定性的には成績上位事業者による寡占化につながる等の懸念があるものの、導入上限は実際の供給力の2倍程度と、現時点では十分な枠が存在しているため、平均と設定された新規事業者が参入できない可能性は低いと考えられる。**
- **以上から、参入障壁とまではならない範囲において、新規参入者が過度に優先されることがない、A案：全事業者平均*の実効性達成率*と設定してはどうか。**

※全事業者の加重平均を想定

N-1年度実効性テスト

実効性達成率（テスト後/契約時点）		
A事業者	: 100/100	(100%)
B事業者	: 160/200	(80%)
C事業者	: 15/ 25	(60%)
D事業者	: 20/ 50	(40%)
全事業者平均	: 295/375	(79%*)
※全事業者の加重平均により算出		



N年度オークション

約定処理における優先順位	
A事業者	: 100%
B事業者	: 80%
E事業者(新規)	: 79%
C事業者	: 60%
D事業者	: 40%

2. 2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項

14

②発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定 (3/3)

3. 発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合の約定処理

11

■ 今後は、発動指令電源の応札容量の合計がオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、**下記①～④の順で約定処理を行う。**※1、※2、※3

- ① 調達上限容量を**超過していないエリアは全て約定**
- ② 調達上限容量を超過しているエリアは、**超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配**
- ③ 当該エリア内の約定、未約定は**最新の実効性達成率を考慮して決定**
- ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定

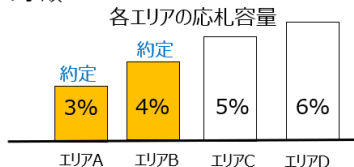
※1：0円以外の同一価格札を調達上限容量における約定する場合についても同様の手順で行う

※2：市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する

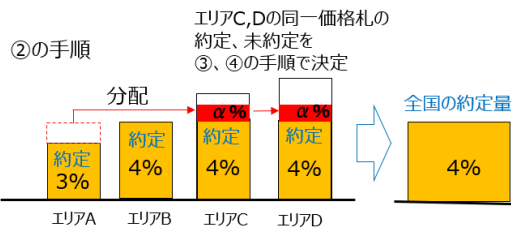
※3：約定点等で発動指令電源以外と同一価格の応札があった場合は、全ての同一価格の札の中から落札電源を決定

<約定のイメージ> 調達上限容量が4%の場合

①の手順



②の手順



4. まとめ

12

- 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、現在のオークションにおける調達上限容量の仕組みを用いつつ、**上限超過時の同一価格札**については**実効性達成率に応じた優先約定とする仕組み**の検討を行った。
- **実効性達成率の算出**については、応札時の枠取りを抑止する観点から、**リスト未提出分も含み、事業者毎の単位で算出**する。
- **参照する実効性達成率実績**は、最新の状況が評価されるよう、**最新の1年度分**とする。
- **適用するタイミング**については、今後実施される実効性テストの結果を反映できるよう、**2025年度メインオークションから適用**を行う。（2025年度のメインオークションの募集要綱に導入の考え方を反映することを予定（第6章落札電源の決定方法））
- 今回検討を行った実効性達成率については、以降のオークションで参照していくこととなるため、今回作成を行う**2024年度メインオークション向けに更新する容量確保契約約款に記載**を行う。（第16条③(1)実効性テストの結果等）

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 15

- 「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」および「容量確保契約約款」の案については、前項までの「2025年度メインオークションに向けて主に反映された事項」の反映箇所に加えて、記載内容の明確化のための変更を行っています。変更箇所は次項以降のとおりです。

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 16

【募集要綱】 第1章 はじめに 3.募集要綱の位置付け

<変更前>

(3) 落札した事業者は本機関との間で容量確保契約書を締結していただきます。(容量確保契約書の様式については別途公表します。)

<変更後>

(3) 落札した事業者は本機関との間で本オークションに係る容量確保契約書を締結していただきます(容量確保契約書の様式については別途公表します。)



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 17

【募集要綱】 第2章 注意事項 1.一般注意事項

＜変更前＞

（１）本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱および容量確保契約書に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。

＜変更後＞

（１）本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱及び容量確保契約書、**容量確保契約約款**に定める条件を十分確認の**うえ**、必要な手続きを行ってください。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 18

【募集要綱】 第2章 注意事項 1.一般注意事項

＜変更前＞

(3) 本要綱に係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

＜変更後＞

(3) ~~本要綱に~~本オークションに係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。



【募集要綱】 第2章 注意事項 2. 守秘義務

＜変更前＞

(1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合および取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。

(略)

＜変更後＞

(1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関**及び**容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己**又は**親会社の役員**及び**従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、**金融機関**、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く。）に漏らしてはならず、また自己の役員**又は**従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合**及び**取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。

(略)

【募集要綱】 第2章 注意事項 3.問合せ先

＜変更前＞

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 容量市場問合せ窓口
(参加登録に関するお問い合わせ)

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp

(その他のお問合せ)

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp

＜変更後＞

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問合せには回答できません。

~~電力広域的運営推進機関 容量市場問合せ窓口~~

~~(参加登録に関するお問い合わせ)~~

メールアドレス：~~****@occto.or.jp~~youryou_toroku@occto.or.jp

(その他のお問合せ)

URL：~~https://****~~

~~メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp~~



【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容

<変更前>

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- ア 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源または変動電源に登録が可能です。
- イ 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4.期待容量の登録」を参照ください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の（ア）から（オ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット（kW）以上の安定的な供給力を提供するもの。 （ア）①水力電源（ただし、調整式又は貯水式に限る。） ②水力電源（ただし、揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。） （イ）火力電源 （ウ）原子力電源 （エ）再生可能エネルギー電源 （オ）蓄電池（ただし、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）

<変更後>

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
- ア 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、**若しくは**供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源**又は**変動電源に登録が可能です。
- イ 登録できる電源等は以下**に区分されの区分に分類され**、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4.期待容量の登録」を参照ください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の（ア）から（オ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット（kW）以上の安定的な供給力を提供するもの。 （ア）①水力電源（ただし、調整式又は貯水式に限る。） ②水力電源（ ただし 揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの に限る 。） （イ）火力電源 （ウ）原子力電源 （エ）再生可能エネルギー電源 （オ）蓄電池（ ただし 、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの に限る 。）

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 22

【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容

＜変更前＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

エ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。

＜変更後＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

エ ~~(削除) プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。~~



【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容

＜変更前＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

キ 以下の電源は本オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(ア) FIT電源 (FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源)

ただし、以下の場合に登録可能です。

- ・同一の受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できるFIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・混焼バイオマスで、FIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源が認定上のバイオマス比率を零に変更する場合 (全量を非FIT相当分として登録可能)
- ・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合 (非FIT相当分を登録可能)

※バイオマス比率の変更に係るFIT制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。(提出期日についてはFIT制度上のスケジュールを勘案し別途公表します)

※実需給開始前はFIT制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

(略)

＜変更後＞

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

(略)

キ 以下の電源は本オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(ア) FIT電源 (FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源)

ただし、以下の場合に登録可能です。

- ・同一の受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できるFIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・混焼バイオマス (石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源を除く) で、FIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源において、FIT制度による買取から容量市場へ移行するための所定の手続きを行うが認定上のバイオマス比率を零に変更する場合 (全量を非FIT相当分として登録可能)

→バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合 (非FIT相当分を登録可能)

※バイオマス比率の変更に係るFIT制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。(提出期日についてはFIT制度上のスケジュールを勘案し別途公表します)

※実需給開始前はFIT制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 24

【募集要綱】 第4章 参加登録 1.参加登録の方法

＜変更前＞

(新設)

＜変更後＞

(4) 同一電源の参加登録の重複は認められません。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 25

【募集要綱】 第4章 参加登録 2.事業者情報の登録

<変更前>

(1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。

<変更後>

(1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、**過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）**において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の**うえ**、必要に応じて修正してください。

また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。



【募集要綱】 第4章 参加登録 2.事業者情報の登録

<変更前>

(2) 登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目

- ・事業者コード (※)
- ・参加登録申請者名
- ・所在地
- ・銀行口座
- ・担当者名
- ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署）
- ・登録番号（適格請求書発行事業者）
- ・収入金課税事業者への該当有無
- ・クライアント証明書のシリアルNo (※)
- ・クライアント証明書のID (※)
- ・クライアント証明書のIDの有効期限 (※)

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

<変更後>

(2) 登録項目 **及び** 提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目

- ・事業者コード (※**1**)
- ・参加登録申請者名
- ・所在地
- ・銀行口座 (※**2**)
- ・担当者名
- ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署）
- ・登録番号（適格請求書発行事業者）
- ・収入金課税事業者への該当有無
- ・クライアント証明書のシリアルNo (※**1**)
- ・クライアント証明書のID (※**1**)
- ・クライアント証明書のIDの有効期限 (※**1**)

※**1** 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※**2** 登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 27

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

(1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。なお、実需給年度が2027年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2028年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録されます。ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されませんので、新たに登録が必要となります。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

<変更後>

(1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。なお、実需給年度が2028年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2029年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録されます。ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されませんので、新たに登録が必要となります。登録済の電源等情報について内容確認のうえ、必要に応じて修正してください。**なお長期脱炭素電源オークションにおいて登録を行った電源等情報に関しても登録されませんので、当該電源を2029年度向けの電源等情報として登録する場合には、新たに登録が必要となります。**



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 28

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

＜変更前＞

(10) 登録項目および提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

＜変更後＞

(10) 登録項目 **及び** 提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。 **なお、再申込みに際しては、不備があった項目のみ修正が可能です。** 不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 29

【募集要綱】 第4章 参加登録 4.期待容量の登録

<変更前>

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する 電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2） ※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに調達上限比率の設定を申請する場合においては、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。 （提出期限は別途公表します）
変動電源（単独）	期待容量等算定諸元一覧（様式2）
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）



<変更後>

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する 電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2） ※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに調達上限比率の設定を申請する場合においては、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。 （提出期限は別途公表します）
変動電源（単独）	同上期待容量等算定諸元一覧（様式2）
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）

【募集要綱】 第5章 応札方法

<変更前>

1. 応札方法

(略)

(2) 参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2028年度向けの応札は新たに登録する必要があります。

(略)

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。

<変更後>

~~1. 応札方法~~

(略)

(2) 参加登録（事業者情報、電源等情報及び期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2029年度向けの応札は新たに登録する必要があります。

(略)

~~2. 応札の受付期間~~

~~応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。~~

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 31

【募集要綱】 第5章 応札方法

<変更前>

(3) 応札情報として、応札容量 (kW) および応札価格 (円/kW) を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。

<変更後>

(3) 応札情報として、応札容量 (kW) **及び** 応札価格 (円/kW) **(税抜き)** を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 32

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 5.落札後の手続き等

＜変更前＞

(新設)

＜変更後＞

(4) プロジェクトファイナンス等により建設された電源について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として、協議させていただきます。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 33

【募集要綱】 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額

<変更前>

(略)

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時または設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

<変更後>

(略)

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という。）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

4-1 実需給期間前

(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、容量確保契約金額の減額の対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

1) 追加設備量※1を利用する場合

(契約単価※2×契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※3) × 0.3%/日 × 調整不調の日数※4※5

2) 供給信頼度確保へ影響を与える場合

(契約単価※2×契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※3) × 0.6%/日 × 調整不調の日数※4※5

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：「本章2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」に定める経過措置の対象外の場合、容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は零とします

※4：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※5：調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

＜変更後＞

4-1 実需給期間前

(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、容量確保契約金額の減額の対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

減額※1 = (契約単価※2 × 契約容量 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額) × 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※3を利用する場合の減額率 (A-①)

+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率

= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量)

× (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率

= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※スペースの制約により、本ページの変更後欄は、削除箇所を取り消し線表記としておりません。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 事業者の責によらない燃料制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

(略)

<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない**発電**余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 事業者の責によらない燃料制約**又は充電制約**がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

- 4－2 実需給期間中
 (2) アセスメント
 (略)
 ア 電源等の区分が安定電源の場合
 (略)
 (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札
 容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します
 ※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く
 ※：2 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
 (1) 本機関は、提出された情報をもとに、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
 (2) 本機関は、「本章4－2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (イ)」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所等に売り入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達量とします。なお、小売電気事業者等が活用しない余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

(略)

＜変更後＞

- 4－2 実需給期間中
 (2) アセスメント
 (略)
 ア 電源等の区分が安定電源の場合
 (略)
 (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札
 容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、**小売電気事業者等が活用しない**発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します
 ※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。
 ※2：揚水**及び**蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
 (1) 本機関は、提出された情報をもとに、コマ**ごと**にアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
 (2) 本機関は、「本章4－2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (イ)」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない**発電**余力から卸電力取引所等に売り入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達量とします。なお、小売電気事業者等が活用しない**発電**余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

4－2 実需給期間中

(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します。なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。

- (1) 「本章4－2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (ウ)」のいずれにも該当しない場合において、属地一般送配電事業者からの指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。なお、ゲートクローズ以降の余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

＜変更後＞

4－2 実需給期間中

(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(ウ) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量※1から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します。なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。

※1：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とします。

- (1) 「本章4－2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (ウ)」のいずれかに該当する場合はアセスメント対象外とします。にも該当しない場合において、属地一般送配電事業者からの指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。なお、ゲートクローズ以降の余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

4-2 実需給期間中

(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ

= リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート

= 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ

= リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート

= 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。

＜変更後＞

4-2 実需給期間中

(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ

= リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート

= 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては9030時間とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、**リクワイアメント未達成量に対してゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して**、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ

= リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート

= 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては9030時間とします。



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 39

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(エ)稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します

なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%※

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。この際、単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。



<変更後>

4-2 実需給期間中

(3) ペナルティ

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(エ)稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。

なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%※

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合又は月数、あるいはその両方に基づいて補正します。

この際、単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

【募集要綱】 第7章 契約条件 7.その他

＜変更前＞

（３）戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、および送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。

＜変更後＞

（３）戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、**及び**送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。**詳細は容量確保契約約款の第23条を参照ください。**



【約款】 第1章 総則 第2条 約款の変更

＜変更前＞

本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の変更後の本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。

＜変更後＞

1. 本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の~~変更後の本契約~~の契約条件は変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款の変更により、本約款とオークション募集要綱の内容が相互に矛盾又は抵触が生じた場合、本約款の定めが適用されるものとします。



【約款】 第3章 権利及び義務 第12条 市場退出

＜変更前＞

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

④電源等の区分が安定電源の場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない場合、当該電源の契約容量の全量

⑤電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量

＜変更後＞

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

④電源等の区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない、又は給電申合書を解約した場合、当該電源の契約容量の全量

⑤電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と第14条第1項第1号(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量



【約款】 第3章 権利及び義務 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

(略)

3. 第12条第1項⑪または⑫により市場退出となった契約容量は、第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とします。

<変更後>

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

①市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 5%

②市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ※1 = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価※2 × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を契約容量で除したもの

(略)

3. 前第12条第1項第11号又は第12号⑪または⑫により市場退出となった契約容量は、第1項に定める市場退出時の経済的ペナルティの適用対象外とします。



【約款】 第3章 権利及び義務 第15条 実需給期間前のアセスメント

＜変更前＞

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

(略)

＜変更後＞

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、~~発電計画、発電実績および~~本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

(略)



【約款】 第3章 権利及び義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します

※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※：2 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

・リクワイアメント未達成量※1

= 小売電気事業者等が活用しない発電余力

－ 卸電力取引所等に売り入札した容量※2※3

・小売電気事業者等が活用しない発電余力※1

= アセスメント対象容量または提供する供給力の最大値のいずれか低い値 － 発電計画値

※1： 負値となる場合は零とします

※2： 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

※3： 卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とします

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※1が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※2しているか確認します。

※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※：2 揚水及び蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

なお、アセスメントはコマごとに評価するものと**する**。

・リクワイアメント未達成量※1

= 小売電気事業者等が活用しない発電余力

－ 卸電力取引所等に売り入札した容量※2※3

・小売電気事業者等が活用しない発電余力※1

= アセスメント対象容量又は提供する供給力の最大値のいずれか低い値 － 発電計画値

※1： 負値となる場合は零と**する**。

※2： 提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約又は**充電制約**の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量と**する**。

※3： 卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量と**する**。



【約款】 第3章 権利及び義務 第23条 不可抗力が生じた場合の特則

<変更前>

1. 第12条から第19条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という）が生じたことにより供給力を提供できないまたは供給力の提供ができなくなる（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第12条第1項③から⑩および⑬のいずれかに該当し、その場合に科される第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。

- ①大規模な風水害や地震等の天災地変
- ②戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- ③事後的な法令改正や規制適用による運転停止
- ④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等

<変更後>

1. 第12条から第19条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という。）が生じたことにより供給力を提供できない又は供給力の提供ができなくなる（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く。）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第12条第1項第3号④から第10号及び第13号④および⑬のいずれかに該当し、その場合に科される第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。

- ①大規模な風水害や地震等の天災地変
- ②戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- ③事後的な法令改正や規制適用による運転停止
- ④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等



【約款】 第4章 契約の変更等 第25条 契約の変更

＜変更前＞

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。

- ①調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ②リリースオークションにより契約容量の全部または一部をリリースした場合
- ③契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
- ④第11条に示す電源等差替を実施した場合
- ⑤発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
- ⑥第26条に基づく権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合
- ⑦第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
- ⑧その他、本機関が変更を必要と判断した場合

＜変更後＞

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、**本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い**、本契約を変更するものとします。

- ①調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ②リリースオークションにより契約容量の全部**又は**一部をリリースした場合
- ③契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
- ④第11条に示す電源等差替を実施した場合
- ⑤発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
- ⑥第26条に基づく権利義務**及び**契約上の地位の譲渡がなされた場合
- ⑦第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
- ⑧その他、本機関が変更を必要と判断した場合



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 48

【約款】 第4章 契約の変更等 第26条 権利義務及び契約上の地位の譲渡

<変更前>

2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡または承継する場合、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。
なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。

<変更後>

2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡又は承継する場合、譲渡又は承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権及び債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。
なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。



【約款】 第5章 一般条項 第29条 守秘義務

＜変更前＞

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。

（略）

＜変更後＞

1. 本機関**及び**容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容**及び**その他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己**又は**親会社の役員**及び**従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、**金融機関**、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。

（略）



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 50

【約款】 附則（2021年7月1日） 第4条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

＜変更前＞

1. 対象実需給期間が2025年度以降のリリースオークションにおける交付額または請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

リリースオークション交付額または請求額※1
＝ {メインオークションの契約単価※2 － リリースオークションの約定価格 × (1 － 電源等の経過年数に応じた控除額係数※3※4×入札内容に応じた控除額係数※5) } × リリース容量

＜変更後＞

1. 対象実需給期間が2025年度以降のリリースオークションにおける交付額又は請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

リリースオークション交付額または請求額※1
＝ {メインオークションの契約単価※2 － リリースオークションの約定価格 × (~~1~~ － 電源等の経過年数に応じた控除額係数※3※4×入札内容に応じた控除額係数※5) } × リリース容量



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 51

【約款】 附則（2023年8月2日） 第2条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

（2）第16条①（1）に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

（1）調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i追加設備量※1を利用する場合

（契約単価※2 × 契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額） × 0.3%/日 × 調整不調の日数※3※4

ii供給信頼度確保へ影響を与える場合

（契約単価※2 × 契約容量－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額） × 0.6%/日 × 調整不調の日数※3※4

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て
なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります

<変更後>

（2）第16条①（1）に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

（1）調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に**応じて、及び**調整不調となった日数に**応じて対して、**以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

減額※1 = （契約単価※2 × 契約容量 － 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額） × 減額率（A） × 調整不調日数（B）

（A）減額率 = 追加設備量※3を利用する場合の減額率（A－①）

＋供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率（A－②）

（A－①）追加設備量を利用する場合の減額率

= 0.3%/日 × （追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量）

× （追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量）

（A－②）供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × （供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量）

（B）調整不調日数

= 出力可能容量に関する補正率（B－①） × 1ヶ月の日数

（B－①）出力可能容量に関する補正率

= （1 － 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量）

※1：調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

【約款】 別紙 ベースラインの算定方法

＜変更前＞

1. 需要抑制（DR）の場合
 ①次に掲げる需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出する。
 DR実施日の直近5日間（DR実施日当日を含まない）のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の需要データ。
 なお、直近5日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用する。
 ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとする。その際、当該母数が5日間となるよう、DR実施日から過去30日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする※。（下図参照）

＜変更後＞

1. 需要抑制（DR）の場合
 ①次に掲げる需要データの30分単位のコマごとの平均値を算出する。
 DR実施日の直近5日間（DR実施日当日を含まない。）のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の需要データ。
 なお、直近5日間において、DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用する。
 ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとする。その際、当該母数が5日間となるよう、DR実施日から過去30日以内（~~平日及び土曜日・日曜日・祝日~~）で更に日を遡るものとする※（下図参照）。



【約款】 別添 用語の定義

＜変更前＞

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日
平日：休日以外の日
営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

＜変更後＞

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日
平日：休日以外の日
営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日 ~~平日のうち、1月4日、12月29日以外の日~~



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 54

【募集要綱】【約款】

公用文作成の考え方に則った表記の更新（句読点、漢字、送り仮名の修正等）を実施。

※本資料内では該当箇所を青文字で表記しています。

